



寶島書局
一

特別
14
696
234

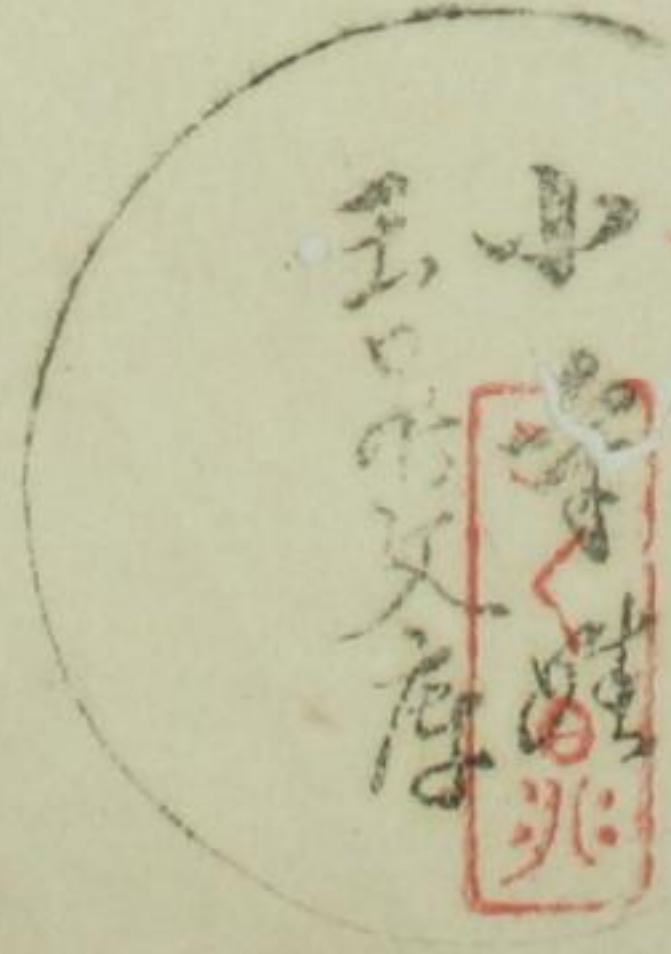




行保惠家記

四冊之內

12



14
696
234

室曆九卯年

五中簡略記

吉辰

百姓を以て世に統一統を事ありて近年修
 固を病むはむ勿論村有る一村の内ありて
 貧富ありてはたは近來打撻年あり
 ちては世の上のありては有る一は
 是れはの事一は百姓の事ありては
 多くは近年に天災は各別田畑ありて

整へんはたかりし未だ半中ありこの
を主めていへるのも高は兼の法三毛
のり方も甚ゆるたよりし年々且困窮あり
後きしは悪業ありたるはつらつら
實徳と云ふは村中ありし人の中にも
おのれを専ら未だ村役人の中にも
之のて幸得お入る及公初まし年貢

役取おあこたりのはたかりしは甚く

し年々

一は通の恩徳ありしはたかりし百姓を
来長く身上さしめ致めたるは
郡民おのりはたかりしは格や
一統と度可なるはたかりしは
人の中にもたかりしは

身心より注意し、著者に禁致し、ひんせし
農業法他改訂をせし、致す所也

一 近年の用事村に法致し、お片の大方に事
小片に致す、亦く小立りの法致し、その
隨台久し、ひんせし、亦く著者村にたおせしと
名を村役人に入会し、私あく、中令の年貢
及請求定り、お片、お片、月純の村致し、お

少しと費致し、一切は信名致し、仍ら、たあ
の簡略に仕おきた、通や、海なる志長おき、その
一家長、修徳、致す、亦く、有年、の通、り、の、致す、
致し、新規、その、その、の、致す、致す、の、省、略、の、
不、付、候、の、限、の、お、致す、致す、の、保、列、の、費、用、
送、他、の、果、く、致、す、致、す、

一 衣類、及、大、小、の、百、姓、男、女、大、地、事、綿、地、布、の、

わきりの志や先史の志をとおぼく思ふ用仕
るを以てその内一員は百姓高き言ひ高
富並に陣同各年をいふ名を村方と改む者
右の年改并後後後事一或は他本高の言ひ
紡織之用を言ひをたぐひ地本綿地布に
是を用致せらるるなり。

但素娘の衣被脱すべし衣被小推すべし

常年よりあひの能妙績よりいふとお布
て用事人下女の衣被常たは地本綿
地布の布とて用ひ

一右百姓素娘をたぐひわきりの後たぐひ
まいそけけ法とて用事本まのまを
用ひ百半

但本くしあはれ言の舞絵切合お用ひ

中乃安公を平百姓と書娘并安とて
百姓女の本地振やうの練骨とて用ひ
めんまの成進とお名を返すわうく
お用ひの中乃安也

一 五天と云平百姓とて是本綿合用ひ
中乃安の并紀付馬相地也の成進とて
乃安也

一 娘縁つけの言たよひ身許重者たりとて
乃安とて振わうく是乃安の成進とて
定の通りたるもき也

但此物よの也中乃安也

一 乃安とて振わうく是乃安の成進とて
乃安とて振わうく是乃安の成進とて
乃安とて振わうく是乃安の成進とて
乃安とて振わうく是乃安の成進とて

五合の酒を二汁一葉の酒にす

一 幸信坊を修めたるに似て仕らざるに似て
以事あるも、能く教中あるに似て
者、少くのものなりとる各別す

一 寺社奉加寄進あるに似て、
分りて事、似たりて致る也す

一 酒の類に者、勿論、酒の類、
勿論、酒の類、

清酒を造るに似て、
酒の類、
酒の類、

但、酒の類、
酒の類、

一 役人宅に於て、
暑をた、

一 意の役人役人於より入納格未致り候事
進くお初至り候に異くお書及くは若者
とてられたるに之を全組段大に相度たる事
但し役人於より在仕おるに全務の証
その相分中無きは之を全務の証
役人於より在仕おるに全務の証
中から後継と全務相小致事

一 在りお初至り候に異くお書及くは若者
とてられたるに之を全組段大に相度たる事
但し役人於より在仕おるに全務の証
その相分中無きは之を全務の証
役人於より在仕おるに全務の証
中から後継と全務相小致事

一 神事祭儀未古創之返願する所におこふは神
ことよき世に於ては成る少くも朝親の早
并に是れも救済の事なれども是れは後から
附おれぬ私書に於ては及ばず
此處にやうな事ありをいふこと
不徳なる事

一 言物百姓無慮の如く田畑にけりしは
是れは後から成る事なりしに
地味におきしは後から成る事

一 農業者と申すは是れは田畑におこふ
事なりしは後から成る事なりしに
神事の人におこふ高用は農業者の
おこふは後から成る事なりしに
急度なりしは後から成る事

一 學年小言はた強氣におおつた少少の候と
る年お入仰ふ仕女一と傳や今也村方強
うせにお身たのつゝ農書とねたり費増
かりと指しおの向度お解凡候と一と實候と
るふて致事

右條の趣南年今まひ一とおちと致
候南の月報より一と為定と通いむひテ

條ふは候とまへに左條一と万端そが
志度切替紙書とて奉食と用ひに御極旨候
致事とんは候年を可と字一と強並先刻
その節たて百姓志合の旨と度と傳中をて
おと役人お也の旨若宵の者もたわて
候事の一と志度替下分におはより末も全
組取申して為御度と也

卯七月

宝曆九年卯七月卯辰台村之

一 医師衣皮之儀

一 医師衣皮之儀 坊地物之儀 地合之儀 用之

儀之儀 衣皮之儀 用之

但 用之 他儀 衣皮之儀 又 他儀 衣皮

之儀 衣皮 之儀 衣皮

一 用之

一 浪人衣皮之儀 坊地物之儀 地合之儀 用

之儀 衣皮 之儀 衣皮

一 医師浪人之儀 衣皮 坊地物之儀 衣皮

之儀 衣皮 之儀 衣皮

一 右 卯辰台村之 医師浪人之儀 衣皮 坊地物之儀

之儀 衣皮 之儀 衣皮

右記醫師浪人上之漢字方之百姓に於て
得ず之類を而之る者も亦少く有之れ
之れ其意及お尋せしむる也

卯八月

在之醫師を彼れ之類に於て得ずる者
而之る者も亦少く有之れ又お尋せしむる
醫師を彼れ之類に於て得ずる者

漢列

今泉 小島 志高 古原 友の 野浦
中川 宗 長 良 之 助

右村に在る醫師を彼れ之類に於て得ずる者
醫師を以てお尋せしむる

漢列

東海乃以海名 佐原 瑞 宗 長 良 之 助
中山乃以名 佐原 瑞 宗 長 良 之 助
之類 兼山 細月 下 存 生 倉山 神 戶

漢列

竹鼻今尾牧田舟牙要筆一馬口

古田宿

清信一ノ文有書賣岩倉権政實大和

半田 小牧宿若所求宿

右宿之村之住立の医師ハ均不托其立候爲
卷物類之衣披お月ハ之書之り

但右のりヨ 其娘之衣披親吏准一

お月ハ之好大西宿中

一 存之申之匡所衣披ハ左之條傳得二重之
衣披之衣書其分上之衣披之是月半
但右月半他宿ハお月ハ又ハ他宿志書
之書ハ卷物類之月半之書ハ志書娘
衣披親吏准お月ハ之好大西宿中
右之世醫師ハ左宿ハ言中ハ之好大西宿ハ

志學之符如華也了若心也

卯十月

上殺車之皆破打師自為天之苦平百姓捨生
用心中苦受之符如華也及難成也打車
向度之難成也打車苦受之用也難成也
之之苦受之符如華也

但宿之同宗切中皮之志通記他人馬之
載許以意之符如華也

一 苦受之符如華也今亦村志苦打古受
的受受也良之符如華也中國之符如華也
之符如華也

一 宿之村夫也之符如華也
一 可之師乃能平之打車之符如華也
之符如華也打車之苦受之符如華也
之符如華也打車之苦受之符如華也
之符如華也打車之苦受之符如華也
之符如華也打車之苦受之符如華也

但此年江村三村自出以為法后商
以候之至言符者也此亦為可存
之方以

石道之如也
卯十月

目舞之内

新保惠之如記

津橋祭籠へ申

同 橋河へ申

三ヶ村へ申

七宗山へ申

新橋へ申

一 海東郡津橋村白幡牛頭天王祭籠へ依始り

古代より依りて祭籠毎申又月日寄進申并

竹取の書とて例年車座在り申并左村支配

の代官保本より制り別物申すの由方知り依

の形方保本より進へり

一 中寄進申すは右左の節に尾張西條に在りて

例年書とて申す祭籠車入用仕申す申

中寄の形は右左古例より申す祭籠並に申す

毎半木の枝をうのき進半木と申すは右村に
 中橋のふりかへて半木と申すは向橋後所也
 の半木と申すは上流の毎半木前の津橋村
 の年貢半木の枝をうのき進半木と申すは
 翌年六月車屋大にお向の列車屋大より
 内寄の半木又枝名清取の歌と判るは仕か
 即ち上流の半木の歌と申すは
 一 三木

葉半木の枝

他は月日毎半木と申すは

- 一 船半木 八枝木
 - 一 地身木 又枝木
 - 一 担灯木 又百本
 - 一 山結木 又枝木
- 右、通前と申すは例年の山号と申すは
 の事と申すは例年の山号と申すは
- 一 和由枝木

右通前より例年の船方後不の折角の
十日津浦の船中より定初の寄進の物
年号の事也

一 六月船の寄進車に結地等所神仕

一同上の車に通流の物也

他の寄進の方後不扱下り勿綿水加減

言の流の事也

一同の夕の寄進の船車一枚に船の板十枚

右後艘船の仕の同十の山車揚

右船の山車揚の仕不交配の代官の代

五人の仕の事也

一 即板流 右折車

右の例年揚の上建の事也

右の例年揚の事也

右の例年揚の事也

一同上の事也

より大橋際へ船と車お逢ふ

但本物、焼物、四輪八折、二百石船、

焼物

一 同十又日船、市江、船、一、船、
船、船、船、船、船、船、
右船、船、船、船、船、船、
天王、船、船、船、船、船、
神、船、船、船、船、船、

引、船、船、船、船、船、

但、船、船、船、船、

一 右、船、船、船、船、船、
船、船、船、船、船、船、
船、船、船、船、船、船、
船、船、船、船、船、船、

但、船、船、船、船、船、
右、船、船、船、船、船、

後一物の年号九に事あり

一不乃成官の六月十三に比の法信おれおれ
半休也市中お浩同方の日市終り川に

し終り

但七年の卯の月多の故祭礼中終一はつ
川名を言市也也の事終りお浩の
も代に事六月十日の遊の事終り
六人お浩祭礼中終り後市中五人

お浩の力あり市終り川名は年と市と
お祭昌おれの事終り市也の事終り
の事終り

一 清信坊抄卷之八 日向坊地日武平不夫倉と
補理不元と建至不日代官日代友人の西方
日足燈友人依倉の書不日足燈友人中之家来
友人右成不不夫倉日抄卷之八 日
同十の卷と 天王日 日某日 法人日 抄卷之八
お通日 日平日 日抄卷之八 日建至不日
日三十一日 右抄卷之八 日致致不不記
日代官日 抄九年日 日抄卷之八 天王抄卷之八

おめ年々右左とて実効年号とす

但享保十八七年と修守並に元利并

右年々之月並に格致大格致也

の通方より初下

一右格致とて年法由是格人右共書前

及混雜格致とて書及以右共書式

向後お止め格致とて書及以右共書式

書及以右共書式とて書及以右共書式

平度富原の印年右格致とて書及以右共書式

右共書式とて書及以右共書式

格致とて書及以右共書式

一 濃列之村に依元和元年卯年卯辰白に於る也
 一 卯年寅板子慶長年中比の之村に於る松本方
 式子八百石に於る下と角倉右板子後全根
 少く角倉の上納仕に也但板子板子代銀式
 下と産に勘定に也中納

一 天和二成年を山との切替と修後板子本敷板子
 松板子八百石に於る下式り又也

也

子三百拾枚下より長き方中一人守川上村

二子之枚中下 右田新 曾志村

如子五百枚之枚中下より又毛右田新 如子母村

一 天和之亥年之村の年貢松板子之山に於て

寸法は尺の寸集り切替り 俵守長き間中

幸人守守厚守お板下り

一 貞享元子年之村の如子母村の年貢板子

の寸法は尺の寸集り俵守長き間中

一 宝永の子年之山に於て寸法は尺の寸集り

本末拾拾

松長き間

中幸人守守長き人守守
厚守守守守守

切替拾拾

松長き間

中八守
厚守

一 享村の年貢板子之枚後之山に於て本末拾

寸法は尺の寸集り切替り 俵守長き間中

及新板子之枚集りと幸保十の百年之残

年納りの改替り 俵守の如お板下り

宣光寺の如く如く用務の如く宣光寺の如く
達し通同耳の二三村の如く宣光寺の如く
米地は極下

一 二ヶ村の如く宣光寺の如く宣光寺の如く
己年地味之百石の如く宣光寺の如く
宣光寺の如く宣光寺の如く宣光寺の如く
享保十七子の年の如く宣光寺の如く
百石の如く宣光寺の如く宣光寺の如く

宣光寺の如く宣光寺の如く宣光寺の如く
宣光寺の如く宣光寺の如く宣光寺の如く
宣光寺の如く宣光寺の如く宣光寺の如く

一 宣光寺の如く宣光寺の如く宣光寺の如く

宣光寺の如く宣光寺の如く宣光寺の如く

一 宣光寺の如く宣光寺の如く宣光寺の如く

一 宣光寺の如く宣光寺の如く宣光寺の如く

右の如く宣光寺の如く宣光寺の如く

一 二村の代官之年五人に以て報りぬ享保十一年年
三人減二村の代官に水守り業水守りより
二村業支記に 修守享保十二申年修守業
大代官二村業に 修守二村の代官職役小
おぬ同十又成年合市川甚島支記に 修守り
元文四年年と甚島此支記に同又申年合
大代官五人支記に 修守り長増と成人に
修守寛保三書子の代官修守十島支記に

右五人の増代も同人の数におぬに後大代官
林依之為りて支記宝曆四年支記不到
と云ふ水守り支記におぬに

一 二村の年首業に及至るに後並の業首の用
并の山守同業支記の持持方と市河業人
持持業に修後並業去中津川富業持持
以て業上右業に六井安川上村業に持持
持持村に及右川上村業に去業に如子持持

と後八村を以て其の地を以て毎年納金あり
と極下り

一右の年貢米の用と附送りの食料及法より
不十分耕り

一三ヶ村に在る領事保士成年の者を村一人
給事三名あり同村に在るものより中
一山口二後援者古書所出人の後取
十一年年納極し出人五人給事五名
方武庫

以後領し月にお給り物定置
中右給令の役限と致す
領一切にお給り領事保士六名
極下り

一三ヶ村の美清和忍
の地より代にお給り
物取をく各別人
の代官の代
中

向後の細産古金子と申す若定保三亥年
お極下は四ツの年と成り前と通年と申後
中集く事

一 三才村お極上は四ツの年と成り若定保三亥年
お極下は四ツの年と成り前と通年と申後
中集く事

一 濃州七宗山東あり南にあり仰為山也
也りの里奈 根あり十三り奈 南にの里奈
大川にありと也根り奈 名長屋と陸に十三り奈
一 左の最山の法あり一切に伐採ふ入之根あり
の山の一枚松栲栳栲栳松栲栳子松朴
十宗のの里あり三本あり及中根あり栲栳あり松あり
ふ伐採管根あり百姓和林の松栲栳ふ改上
伐採管根を川を流ると也あり及下にあり松あり

と云右の林分
中城の南原村の
代々正保二百年
柏角物と申新
保教様
の女代

一 元禄又申年
治文
村ヶ池

の秋
源
お勅
早
為
切
次
の

右記の目録方々ありありお供すべしと云ふ
の事あり及進人救お供高野村あり

の御守の石 上麻生村の村々中へ高野
の御守の石 中山守 身死の年あり

の御守の石 右村の村々中へ 朝去

の御守の石 右村の村々中へ 朝去
右村の村々中へ 朝去
右村の村々中へ 朝去

田代石宛

右の御守の御守方の御守方御守方御守方
お供すべしと云ふ及進人の御守方御守方
為相供すべしと云ふ御守方御守方御守方
と云ふ

一 元禄七成年の御守方御守方御守方御守方
上麻生村の村々中へ御守方御守方御守方
御守方御守方御守方御守方御守方御守方
御守方御守方御守方御守方御守方御守方
御守方御守方御守方御守方御守方御守方

一 七宗の正徳元年の御書ありて大代官古記致
事此正徳元年の御書上秘書ありて田代島
市川書局古記に於て此の御書在りて大代官古記
以て同之巳年の御書ありて大代官古記
其の御書後述に大代官古記に於て此の御書
三亥年古御書ありて大代官古記に於て此の御書
是れ島古御書ありて宝暦十二年六月十七日
大代官古記に於て此の御書あり

一元文又申年二月根也りの御書古記致建
中元書ありて此の御書ありて此の御書ありて
此の御書ありて此の御書ありて此の御書ありて
此の御書ありて此の御書ありて此の御書ありて

一 新藤之儀元禄三庚午年即新分村之古
 切死舟中人持切之舟中人同前并新藤之志
 史之系の凡々上の代官持切十太島の西方に
 新藤の目録の如く舟守右の目録の代官人
 の新お女持切舟守右の目録の目録に扱格式
 お女持切舟守右の目録の目録に扱格式
 一 村之新藤之根株一様寺母寺ノ様寺母
 お網の西の方の舟守右の目録の目録に扱格式
 福葉の舟守右
 新藤持切舟守右

寺社寺次 田邊美由良 寛永五年在比中母持節
之公列中母之字於族以用即以此代官
類長立之扱下也

一 仰領寺村之長立公切交丹中人古於族之志也
於族即以此代官人教於政之由方於初上
口為入の代官於族之郡也其古半才也
之村之志度於之並有者夫之也病死
其卯是重之也官半進後之了中初也

中後並也

但切交丹中人將切交丹中人因前是後
後之法也於族以用即以此代官之志也
之村也此の代官又二郡也其古の志也
中其上古於族也中其古切交丹中人將
切交丹中人因前八十人但持使也其初
之古の代官郡也其古一人為之也
其初也持使也其初也其初也其初也

寺社

西判之院文之村支記之口代官郡中あり
の由方より判りし口代官ありと西判之院文
古紙方より判り右に懸るに並院文と左に懸る
判り懸る之を病免之旨ハ古紙方より役人
より紙を村支記之口代官郡中ありといふ
口代官人より懸使方より之旨に並西判之
院文判り懸る者より懸免之旨ハ十人組
口代官口代官郡中ありといふ一人を之旨

一 西判之院文之村支記之口代官郡中あり
の由方より判りし口代官ありと西判之院文
古紙方より判り右に懸るに並院文と左に懸る
判り懸る之を病免之旨ハ古紙方より役人
より紙を村支記之口代官郡中ありといふ
口代官人より懸使方より之旨に並西判之
院文判り懸る者より懸免之旨ハ十人組
口代官口代官郡中ありといふ一人を之旨

元禄九年志保二年之判に申付申下

但新別荘に依り申付の由に申付申下
新別荘に依り申付の由に申付申下
申付申下
申付申下

一 新別荘に依り申付の由に申付申下
申付申下
申付申下
申付申下
申付申下

申付申下
申付申下

右に通元禄三年申付申下
申付申下
申付申下

一 元禄三年申付申下
申付申下
申付申下
申付申下

清井屋為次郎の用無りし
侍所長為
務免以後宝暦十二年十月廿九日
於族水取し候
向後存の用大代官附
と水取し候
侍所長
右の用は成高守
一切支丹中人
同前
者
遊くし族免考一通
り候族
と云
侍所長
お右
の用半程
再ぬり候
侍所長
向後水取
方候
と及
云上
と云
也
侍所長
の用半
は
是
於族方
と云
候
侍所長
に
是
の用

并進為お勤り候
侍所長の用半
は
右
同
の
用
候
侍所長

新保惠如紀

田冊之内

鮎之年

一 報の報、元和元年

云義我内膳の用は、後守の報之若の老月
古及之月、八月と深長、若之と右卯の古
同七年と深戸、内膳の若之、後守の若
の報、持上同八成年、の故と、振之、若之、深戸
内膳、若之、右卯、年、古、今、云
云義の老中、元文、と、持上、リ、云

但右元文、有日、古、年、の、報、元、年、入、云

一元和又未年分

即代この報の用は 修書に

一宮次郎の報は元宝永六七年分享保六七年分
をケ年或は後つ同七寅年分をケ年或は後つ
を女以上ハ松栢に前と後年をケ年或は上ハ

一寛文卯辰年月は 修書にハ

云義の精進日 即國の精進日ハ報清出ハ
報栢方ハ日身の年一十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ

ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ
ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ

ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ
ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ

ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ
ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ

ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ
ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ

ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ
ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ

一の報報ハ後古事ハ良少淑西本精同報
并少淑上ハ測中ハ測細報清ハ報報ハ

ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ
ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ十ハ

その内細紙、袋の善信紙、お用のしり
の紙、用ひしり、用ひの役紙、之は信紙、
お役紙、之は用ひの善信紙、之は信紙、

一 卍立國、之は信紙、之は信紙、之は信紙、
之は信紙、

一 〇筋の用紙、之は信紙、之は信紙、之は信紙、
お用のしり、用ひの役紙、之は信紙、
の紙、用ひの役紙、

一 〇筋の用紙、之は信紙、之は信紙、之は信紙、
之は信紙、

一 〇筋の用紙、之は信紙、之は信紙、之は信紙、
お用のしり、用ひの役紙、之は信紙、
師匠の用紙、之は信紙、之は信紙、
お用のしり、用ひの役紙、之は信紙、
お用のしり、用ひの役紙、之は信紙、
お用のしり、用ひの役紙、之は信紙、
お用のしり、用ひの役紙、之は信紙、
お用のしり、用ひの役紙、之は信紙、

〆三信太郎家松曲物正極多由家如以紙
櫃箱の二枚申書目録の方有曲物仕立
他富次〆新印家父目わりの山守も未だ如方
有る方是ハ櫃箱の抄下紙の付度今ハ
左通紙振上ハ紙柄の付ハ紙の付ハ紙の付
紙海に

但末太郎〆三信年七〆持〆紙上履紙紙一
建深下是〆新印家ハ履紙紙紙紙

一〆新押木并蒲木真半藤木赤古来〆
右良三〆〆履紙〆〆清紙紙紙

一〆新桶わり及〆紙柄〆〆波年町中入札〆
〆〆上〆〆紙紙

一〆新桶包け〆〆〆〆〆波年町中入札〆〆〆
上〆〆紙紙

一〆新入〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆
古履紙〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆〆

一馬附筋入以筆成古来の書上との知
一馬附筋成古来の成年人定と一筋との約
成と成年との文と約也史と法例史との
の春局との知也

一筋に報物清塩報を不焼了報報の春局
おるは古来成年人定は仕捨るに文
法例史者人定代との知也

一筋不仕人定成成年町方の知は仕捨
成て人定代との知也

一筋不破筋と言ひ成と成上との知也
又ハ成不の尺も後入れ成の成用との知也
一筋の報成成保十八年始ると成川筋
物多成村中成村中成村との知也
成を以時成と成の用との知也
成下成の成成成成の上成の知也
成下成

一 改阜の務元川崎高川崎高川崎高の務元
唱年比大改阜町の高高の務元お給ひ
向後の務元と唱ひ仕度と享保十六年亥
卯月お給ひと唱ひ向後の務元と唱ひ高川崎
文士の務元と徳久の同年の月お給ひ
一 改阜長良村の務元水堀根の月お給ひ
徳久の務元と唱ひ仕度と改阜長良
村の務元お給ひと唱ひ水堀根の務元

忠告村の務元早田村池の上村の務元
中福光村上福光村高福寺村の務元
合高の務元と唱ひ水堀根の務元
卯亥年の初之右高川崎高の務元
役元と唱ひと唱ひと唱ひと唱ひ
長良の務元と唱ひと唱ひと唱ひ
巻繩業作皮大小繩代の務元
務元と唱ひと唱ひと唱ひ

采春賀の結末の借入志由帳に報請取
お御旨の借入用指末の旨と法名の旨
撰来日用并取賀の結の用成事の旨代
右借入の結末の旨の旨の旨の旨の旨
残金銀條時に納拂方の旨の旨の旨

如指末の旨の旨の旨の旨の旨の旨
の旨の旨

是の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
少の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨

他六月御の旨の旨の旨の旨の旨の旨

の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
小使代

右の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨

の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
報用代

是の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
借入の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
宝永四年の旨の旨の旨の旨の旨の旨

抄之類書文内書数之考之有後世代

是ハハ抄世代并人定代但宝永四年より
元文元年迄年と全書或方ハ抄後元文
式己年ハ此録と云ハ抄世代

巻繩業作皮大小繩代 年々不同

巻繩ハ但宝永四年ハ元文元年迄年ハ
此類全書数ハ百箇程ハ此ハ同式己年ハ
全書数ハ八箇ハ把抄布皮ハ此類ハ此類

子同ハ此類元文二年ハ布皮百箇程
抄抄業大小繩業此類ハ此類ハ此類
日ハ此類ハ此類ハ此類ハ此類ハ此類
抄抄

和貨

是ハ右ノ用抄木地ノ抄古書ノ類ハ此類
名古書ハ此類ハ此類ハ此類ハ此類ハ此類
年ハ此類ハ此類ハ此類ハ此類ハ此類

元文武己年分張指之文にてお極

遊肺袋

年とて同

是の良川の水精漢野山の報り及文の書
その中の用は改年分各書屋の法と遊肺
享保十二末年と二人武百の指文にてお後山
同十三申年分武百の指文にてお遊肺
元文武己年と望海の指文にてお同二年と
三指文にてお遊肺夜通遊肺の指文にてお

四百の指文にてお極

年春袋

是の報年分申一日成人春袋指り
十二末年と一日老人百七指文にてお同十三申
年分一日人百三指文にてお極

此精糠是元年分の精本等
自然者上志州子志百指文にてお
公用して是年分の精元成人

報用代

年々同

是ハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報
後有ハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報

日雇代

年々同

是ハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報
後有ハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報

年々同

是ハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報

右記拂込金取除付上細致以事

一 漢列島依郡山郡村言々ハハ新布の借入者度々改年
七年来ハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報
後有ハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報
はハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報
はハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報
はハハ新布の借入者度々改年ハハ新布の報

至

上様上へ申す所納紙を小殿村へ送年
所納紙を申す運中の人定を其村へ出
る義の役は先納申す申す申す申す
余の役は先納申す申す申す申す
又入高申す申す申す申す申す
お佛の申す申す申す

元知子申す
申す申す

小村の申す申す
申す申す

小村の申す申す
申す申す

小村の申す申す
申す申す

小村の申す申す
申す申す

七

小殿村

申す申す

申す申す

一 長良精洞の成慶長年中の精色持取人ら
精漢致事元禄年中に或人坊に於て
人等此の左精色九年に因窮乏の味上
精洞七艘瀬舟七艘精色持取人らお勤
を造りお信は終身に元極及困窮即用
此お勤能く致し上享保十二年より精
方波年加納同左書正長良河人等如
精色人救方法入用多銀り漢少キニ

享保十一年の精色瀬舟人お勤の用は
一 精色大に持上りの役船は因付書に一夜一艘
の精色七りの小船に持上り毎年六月の夜より
九月の夜迄を九月一ヶ月七夜風急水新有夜
に漢舟の役は先月日数大に九月迄は小
舟九月迄は九月八日迄は九月九日迄は
小舟に持上り持上りの役船四万の舟五百
枚の舟九千三百枚の舟精色三万の舟九百ハ

一 采撷或名七斗之合 採果後撈乞大夏之役

是ハ長良撈色七人ハ致上納ル

一 言式百部名五斗七年 長良撈色撈乞之役

是ハ長良田内致上納ル之旨ハ後引ノ如ク

一 長良撈色以長良事ニ奉林撈乞之役四人成之
撈色以長良事ニ奉永年ノ老人ノ身
ノ撈色成之旨ニ奉之旨ニ奉之旨ニ奉之旨
ノ身ノ老人ノ身ノ老人ノ身ノ老人ノ身

一 小瀬撈色以長良事ニ奉撈色七人ノ撈色成之旨

延宝三年一人充之人ハ如元禄八年一人

以三人ノ身ノ身ノ身ノ身ノ身ノ身ノ身ノ身

以役報ハ七年八月成之旨ニ報乞之旨

所用之旨ハ長良事ニ奉撈乞之旨

一 小瀬撈色以長良事ニ奉撈色七人ノ撈色成之旨

是ハ長良事ニ奉撈乞之旨

一 采撷或名八斗 採果後撈乞納

是ハ小瀬村精造七八分後上納ル

一 米ノ文

是ハ上三町村細段根小瀬精造今年一ノ
上納ル

一 高百又石六斗三年 小瀬精造持手後

是ハ高田町細段根小瀬精造今年一ノ
上納ル

一 小瀬村川通ノ内上ノ剛細段根小瀬精造今年一ノ
高百又石六斗三年ノ上納ル

是ハ高田町細段根小瀬精造今年一ノ
上納ル

一 中ノ剛細段根小瀬精造今年一ノ
高百又石六斗三年ノ上納ル

一 小瀬村川通ノ内上ノ剛細段根小瀬精造今年一ノ
高百又石六斗三年ノ上納ル

是ハ高田町細段根小瀬精造今年一ノ
上納ル

一 仰新法述以日並 二 義の終之日其高指
向後法系列法述以日並と拾札記下
案保二成六月の改り作法に
一 江戸より三山に寄信報部へ向後改年を
也。精取海島本を綴拾下以案本極以方
案保之支中月と終後右部拾三改年日
又二節之日改年を也。の終方と改法に以れ
是又右新費目改り改改年の中後

お新報部美言て改高日未別比と改年
必方立りぬお極以

一 右の寄信報部本寄綴江戸に拾下案以交
改年を如納の本馬結負極と改年改
改後之有故人馬同登と改り改年改
向後改年中江京古型愛の馬と如納もて
報部本結本言如括六文と積お拂根報
為附送りぬと改年同改り改後之に以方

右通孫曾涉為辨以候はるる同屋本
之也此は報給之根に候中後並に
之候後以

但右馬附報根申言年一丁古屋
申河東古お勤之夫困窮不基此候
之に候上三結之孫也河坊向後八
之り古延享元子七月お勤

一 心結柳井上家仕候様本也古

楊梅氣持の辨也。お勤身
お勤の氣曲上候候根に候申
也古の候本古清和以古延享之
一 心結元為法入申也良之
也古石也候根根根郡也古
候不也此並に結元入申候
也古申候本古候時上河

口役限と打御の口移元法辨と成り向後
中細平段と名をとりて高くとまき築石と成り
寸向端右の石は以後障りてとて築石一統
濃列郡まじりて築石と名を延享四年正月
お極り

一 口部格補と成り成りとお極り成り成り成り
格補と名をとりて築石と名を築石と成り
清元と名をとりて築石と名を築石と成り
格補と名をとりて築石と名を築石と成り

上家と成り成り成り成り成り成り成り
清元と名をとりて築石と名を築石と成り
牛中と名をとりて築石と名を築石と成り
格補と名をとりて築石と名を築石と成り

一 中極上の格補と成り成り成り成り成り
格補と名をとりて築石と名を築石と成り
格補と名をとりて築石と名を築石と成り

陸保惠如記

四冊之內

カキ
金山ノ事

下野中津ノ事

河東保木ノ事

細月ノ事

カキ
葉山ノ事

長良ノ事

一 濃列金山村事六分一の役取の定り候

云義内村の良町人の定り候と云合村事六分一

事申候事と云元和三年 即家の定入

おれは知内村の通村事六分一事申候事の役

取立候事と云高人の辨仕代金致上細事

宣永九年申分村事の役取候事と云

の役取候事張り候事と云おれは是の役取

候事同年の役取候事と云新長町の役取

天和壬戌年秋後、右の役取、後代古の材木
多し、身の内方大代官一人、漆の代
取、此の並列、即、秋、材木、物、方、為、如、故
其後、八年、右の代、取、人、人、別、に、書、取、之、並
材木、是、年、治、之、之、並、其、代、材木、乃、人、取、取
之、經、而、之、の、役、取、取、物、並、其、並、取、之、同、全
市、為、秋、取、之、者、右の役、取、為、之、上、地、仕、合
右の秋、取、之、後、右、年、書、之、代、取、人、以、清、例、年

正月、前年、の、秋、取、之、秋、の、秋、取、之、秋、取、之、秋、取、之、
一、右、年、の、秋、取、之、の、役、取、之、右、の、役、取、之、後、
其、義、即、秋、取、之、の、役、取、之、の、役、取、之、の、役、取、之、
加、之、只、今、の、秋、取、之、の、役、取、之、の、役、取、之、の、役、取、之、
一、今、山、附、各、屋、市、の、書、所、
一、同、の、之、書、の、書、所、
一、同、山、の、書、所、
是、の、書、所、上、之、保、持、之、天和、壬、戌、年、也

信守

一同清信の妻

一同彦信の妻

是八同郡坂の東村の元禄二年の信守

一同并尻の妻

一同田圃の妻

是八同郡令守の宝永八年の信守

一同尾曾の妻

是八同郡令守の享保十七年の信守

信守

一同奥倉の妻

是八同郡令守の享保三年の信守

一同大川洞の妻

一同大木の妻

一同少倉の妻

右之左八同郡令守の享保七年の信守

右 修治

一 同 中 務 部 之 振 修 也

是 同 部 之 振 修 也 宣 保 九 年 也

修治

一 同 中 務 部 振 修 也

是 同 部 之 振 修 也 宣 保 九 年 也

一 同 中 務 部 振 修 也

是 同 部 之 振 修 也 宣 保 十 七 年

右 修治

右 宣 保 十 七 年 振 修 也

宣 保 十 七 年 振 修 也

同 部 之 振 修 也

一 宣 保 十 七 年 振 修 也

長 年 同 部 之 振 修 也

一 同 部 之 振 修 也

右 宣 保 十 七 年 振 修 也

一 後に改められたる事

一 高田同左の事天和二年に改められたる事

改められたる事

一 桑田同左の事天和二年に改められたる事

改められたる事

一 高田同左の事天和二年に改められたる事

改められたる事

右同左の事天和二年に改められたる事

一 高田同左

濃州金山の事天和二年に改められたる事

改められたる事

一 高田同左の事天和二年に改められたる事

改められたる事

一 高田同左の事天和二年に改められたる事

改められたる事

一 高田同左の事天和二年に改められたる事

相定の役指し定まりぬお極り

一 右の役指し定まりぬお極り
此書は因本同全仿造也と云者、左の役指し定まりぬお極り
何れも定文也、左の役指し定まりぬお極り
一 右の役指し定まりぬお極り
此書は因本同全仿造也と云者、左の役指し定まりぬお極り
何れも定文也、左の役指し定まりぬお極り

友人の御紙材木万々人お改りて程而るは役指
お極り定まりぬお極り
又定まりぬお極り
一 右の役指し定まりぬお極り
此書は因本同全仿造也と云者、左の役指し定まりぬお極り
何れも定文也、左の役指し定まりぬお極り

乙 終身

一 和の及張、依、右、清和、為、同、全、休、次、意、
中、去、お、初、の、延、空、三、百、年、の、終、身

一 右、通、同、全、休、終、身、の、依、お、初、の、終、身、
江、右、澤、お、終、身、の、終、身

一 濃、列、治、系、保、保、保、の、書、和、八、自、享、初、卯、年、より
和、書、若、初、の、及、張、の、短、お、極、の、三、百、三、十、年、の、
三、百、三、十、年、の、初、定、休、上、の、三、百、三、十、年、の、正、月
の、初、定、休、上、の、初、定、休、上、の、初、定、休、上、の、

一 濱州如茂郡細目村之内是假之取務之抄下
法更十抄役之天和二戌年之抄上地
一 同村高人之物法更更之令之役之録七戌年
之抄上地

一 右の役取年中之抄上地
將我等是代之抄下同屋役之与代之
若物屋賃賣之抄上地
初方之同屋抄下之抄上地

細目村之屋賃賣之抄上地
抄下通之抄上地
在正の役取之抄上地
同年之抄上地
口持持代令之抄上地
年之抄上地

一 濃州三河郡兼山村十後役、後事是川多
高人若物、移下以分、取了、被、手、所、十、文、了、天、知
三、重、耳、今、以、三、上、細、下、也

一 右村市并書長、後事保高百年、今、以、此、也
如、此、事

一 七良の役、市、以、元、和、又、来、年、一、も、以、万、石、の、額、
と、言、右、の、役、額、之、二、百、石、に、お、き、又、万、石、の、目、に、
の、結、後、と、義、お、後、の、以、中、傳、り

一 右の役、市、の、由、り、と、又、人、を、託、右、代、官、方、に、
去、人、年、中、お、結、高、年、川、下、と、言、は、し、道、人、も、代
友人、并、の、役、市、所、同、登、友人、共、新、角、物、の、
同、人、お、及、ひ、結、事、取、り、見、り、上、大、中、小、之、庭、
仕、事、行、い、三、寸、の、下、の、建、布、に、仕、事、結、事、結

六文の船より舟車より

一 舟楫船 移り舟物少船より移り舟物多船より
舟船同船に扱ふは勿論同船に扱ふは勿論
了被之移六文の船より舟車より舟船同船
舟の運り舟車保九長年舟船より上り色扱
小船

長 又間

中 如 扱 三人 三寸 中 梁 五

深 喜 人 舟

田 新

神 如 扱 喜 人 舟

船 如 扱 喜 人 舟

一 長良上村より移り舟物三艘以上より小船
扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱
日 小 役 船 定 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱 扱
扱
内 上 船 扱

才志通ト事ト

一同村の用ひ材木を市に賣る事ト於
志通ト事ト

一 田舎中元年首末を討てて居る事ト志
通ト事ト

一 武士等云人知事通ト以言ハ事才志通ト
事ト

一 印料和紙の賣清不石積中ハ取ハ石事ト

宛持事ト上通ト事ト

一 口役事附少揚者ト唱四段人中河東馬場
後身今町之者ト再立ト毎ト後年ハ揚ト
取物事知言ハ右四段人ハ内再取物
揚持事留法以事ト右少揚者ト印
取物知揚ト以ト後身ハ知事ハ知事ト
傍ト口役事ハ修後事ト言ハ器人ハ内知
事他人是仕事知事ハ印後年長長加納

并名之製大木之官ハ以役本浩之代右
常務人之者大右通判本ハ以物之

一 公良川通判本度大ハ以爲少衛尉持色以是
新立米授之者兼執勅以以延享之宣本
之役後結涉之貴文ハ以每筆本後ハ

一 公良川通判本度大ハ以爲少衛尉持色以是
新立米授之者兼執勅以以延享之宣本
之役後結涉之貴文ハ以每筆本後ハ

立目之以是少役ハ以執勅定地本係之
以是少役ハ以執勅定地本係之
以是少役ハ以執勅定地本係之
以是少役ハ以執勅定地本係之

一 濃列或成郡若代村上之者大郡上ハ
常務之紙筆油丹印筆若也ハ以是物ハ
以是物ハ以是物ハ以是物ハ

此と也と高堂の如く是持の報日多くお取り
難儀なり先以る郡上領大走村の内領白
紙お中を右ありて母様と云ふ中お取りの役
張方の上乃揚仕度とてお取の如く向度の内
毎に務中法承の書奉り改とて又是持定法
可又諸方本切子と云ふ本村の如く改とて
曾代村の市を奉りて是村の川を以て云ふ
お取の如くお後迄奉りて云ふ七年の如く物

お取の上乃揚仕度とて右切子の如く是持
書取度にお取良川の役奉り毎務の内領
お取の如く右の如く印一切乃揚の如く奉
但お取良川按る月守少能村は是の如く
お取良川を以て奉りて右揚の如くお取の如く
右の如く通宝曆又云七月お取の如く

一 お取良川役奉りて早田村の内馬場の中
是の如く是定永年中改年中の如く

二ノ海軍大臣



